

## 入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成30年2月5日（月） 午後1時20分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正 富田 広美 牧 良明	
抽出案件	5件	(議 事) 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 及びそれに対する回答	1 入札契約の運用状況について  2 審議対象工事の抽出結果について  3 審議対象工事の審議について ①【一般競争入札】 第29-10-110-0-008号 辰ノ口橋橋梁耐震補強工事 (建設部 土木建設課)	○事務局より審議対象期間の状況について資料を基に説明。 ・質問等なし  ○抽出委員より抽出件数を報告。
	○公告内の参加資格要件のうち、共同企業体の構成員については、市内業者で600点以上となっており、Cランクの業者も含まれると思うが、共同企業体結成時の出資比率30%以上という条件の中で、現実的にCランクの業者が構成員となれるのか疑問である。どのように考えているのか。	○構成員の資格要件につきましては、市建設共同企業体取扱い要領における、共同企業体結成時の構成員の基準に基づき設定しております。
	○基準は分かるが、実際に共同企業体を結成し、工事が施工できるかという点も勘案して要件設定をした方がよいのではないか。それに関連して、代表構成員の地域要件も適宜絞ることも考える必要があると思う。	○今後検討を進めて参ります。
	○代表構成員の資格要件のうち、過去の施工実績については平成14年度以降となっているが、基準はあるのか。	○先ほどご説明しました市建設共同企業体取扱い要領において、施工実績は過去15年間と規定されております。
	○本工事は耐震診断の結果に基づき実施しているのか。	○耐震診断結果だけではなく、市の緊急輸送道路に位置付けられている路線において、橋長15m以上のものを対象に実施しております。

**②【指名競争入札】**

第29-10-130-0-002号

市道2646号線道路改良舗装工事

(建設部 土木建設課)

○本案件は、発注等級Aの工事であるが、格付Bの業者から2者選定しており、指名業者推薦書において、同種同程度規模の工事实績もありと記載されている。どのような判断で実績ありとしているのか。

○一般的には、格付Bの業者がAの業者と同等の実績を有しているとは考えにくいのではないか。同程度という部分についてはどうか。

○指名競争であることから、業者の選定については、実績等の理由をよく調べて執行してもらいたい。

○業者選定理由の中で、手持ち工事の状況を勘案したとあるが、具体的にはどういうことなのか。

○私は手持ち工事の状況というのを、現在施工している工事との関係なのかと思ってしまった。客観的な判断基準であるA、B、Cというランク付けをしているのであるから、下位ランクの業者を選定した際に恣意的な判断がされたと誤解を受けないような表現とした方がよいと思う。

**③【指名競争入札】**

第29-11-130-0-002号

東野地内水郡線既設管内布設替工事

(上下水道部 水道課)

○本案件についても、先ほどの案件と同様に等級Aの工事に、格付Bから1者選定しており、同種同程度規模の工事实績ありと記載されている。どのような判断で実績ありとしているのか。

○格付B業者の選定については、初期対応に従事したとの理由もあるが、どのような経緯でこの業者に依頼したのか。

○工事内容も一般的な道路改良舗装工事であり、同種工事の実績有り判断しました。

○程度の判断はしていません。

○分かりました。

○手持ちの契約件数や現場に配置可能な技術者数を勘案しております。

○分かりました。

○同種同程度ということにつきましては、請負額は別としまして、水道本管の口径200mmという本市においては大口径管の施工となるため、一定以上の技術力が必要となると判断し、格付Bではありますが、過去に大口径管の施工実績があり、技術力を有することを勘案したものでございます。

○当該業者につきましては、現場近くに営業所があり、現場に精通していることから、当該工事の発注要因となった本管漏水に係る調査等に当たり、協力を依頼したものです。

<p>○工期変更について、試掘の結果、コンクリート防護が確認されたためという理由で58日間延長となっているが、設計段階では分からなかったのか。</p> <p><b>④【指名競争入札】</b> 第29-09-130-0-004号 緒川小学校屋内運動場屋根改修工事 (教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>○業者選定理由について、市内からは全有資格者の5者、市外からは過去に市内学校施設等の施工実績のある業者5者となっているが、過去の施工実績を理由に選定するのはどういう理由なのか。</p> <p>○この理由で毎回業者を選定していくと、選定できる業者の候補が増えていかないと思うので、他の自治体で実績がある等の業者も今後は選定候補とすることも必要だと思う。</p> <p>○工事内容の変更をしているが、設計段階では分からなかったのか。</p> <p><b>⑤【随意契約】</b> 第29-14-130-0-018号 常陸大宮市文化センター小ホール可動式観覧席改修工事 (教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>○今回の請負業者が、当該機器の設置・施工をしたとのことだが、保守点検についても毎年実施しているのか。</p> <p>○機器の改修については、保守点検において指摘を受けたものなのか。</p>	<p>○設計段階で数箇所試掘はしていましたが、工事着工後に確認することとしていた箇所において、当初の想定と違ったものが確認されたため、施工方法等の検討に時間を要し、工期延長をしたものです。</p> <p>○本案件につきましては、学校の夏休み期間内という限られた工期の中で施工してもらう必要があったため、過去に同様の条件で施工した実績のある業者を選定したものです。</p> <p>○分かりました。</p> <p>○変更内容としてサッシのシーリング交換等がございますが、これは普段開閉しないような高所に設置されており、設計段階で下からの目視では確認できませんでした。工事着手後に足場を組んで初めて劣化が確認できたものであり、雨漏り等の懸念があることや今後施工するにしても足場が必要となることなどを考慮し、変更で対応したものです。</p> <p>○保守点検につきましては、数年おきに実施しており、毎年ではございません。</p> <p>○保守点検による指摘ではなく、昨年度に可動式観覧席の動作不良が発生したことによるものです。</p>
--	---

#### 4 その他・講評

- ・すべての審議案件について、適正に執行されたものと認める。
- ・業者選定理由等、公表されるものについては、明確な基準で事務執行されていることが分かるように、より分かり易い表現とした方が良いと思う。
- ・各基準等に基づいて事務執行されていることは確認できたが、時代とともに状況も変わるので、最新の状況を踏まえて基準の見直しをすることも必要だと思う。
- ・入札・契約については、市民の厳しい目が向けられていることから、今回指摘があった事項を今後検討し事務執行に当たって欲しい。

委員会による意見の  
具申又は勧告の内容

特になし